

## 空き家の有効活用をお考えの所有者の方へ

# 「空き家情報」を登録しませんか！

空き家を有効活用し、定住促進を図るため「空き家情報バンク」を開設しています。ご登録いただいた売却・賃貸が可能な「空き家情報」を南越前町のホームページ(南越前町空き家情報バンク)に掲載し、町内外の購入(賃借)希望者にお知らせします。

### ◇空き家をお持ちの方◇

《空き家情報バンク登録から契約まで》

#### ①登録申込み

「登録申込書」「登録カード」を企画財政課へ提出し、申込みます。

#### ②仲介をする宅地建物取引業者(宅建業者)の選定

所有者の方と入居希望の方との仲介を行う宅建業者の選定を福井県宅地建物取引業協会へ企画財政課から依頼します。  
※宅地建物取引業法による手数料が必要です。

#### ③町のホームページに掲載

「物件の概要」などを町のホームページに掲載します。

#### ④交渉・売買(賃貸)契約

宅建業者を仲介して入居希望の方と交渉・売買(賃貸)契約します。

### ◇空き家へ入居希望の方◇

#### ①空き家情報の取得

町のホームページから「物件の概要」など空き家情報を取得します。

#### ②宅建業者に連絡

希望物件があった場合、掲載されている宅建業者に連絡します。

#### ③交渉・売買(賃貸)契約

宅建業者を仲介して所有者の方と交渉・売買(賃貸)契約します。

### 登録できる物件

- 1 町内に所在する一戸建ての建物
- 2 人が居住できる建物
- 3 現在、誰も居住していない建物

現在の登録物件 2件  
契約済物件 3件

問合せ 企画財政課 ☎47-8013

- ※ 空き家の確認や契約内容に関する交渉などは、宅建業者(仲介業者)を通じて行います。
- ※ 購入・賃貸の決定にあたっては、内容などを十分に確かめ、自己の責任で判断してください。
- ※ 売買(賃貸)や入居後のトラブルが生じても町では責任を負いかねます。事前によく話し合いをしてください。

## 「ふるさと納税制度」

### でまちづくりを応援！

ふるさと納税制度とは、生まれ育ったふるさとや関わりのある地域を応援したいという思いを寄附金というかたちで実現できる制度です。寄附をいただいた場合は、所得税や住民税から一定の控除が受けられます。

#### 手続き方法(払込手数料無料)

##### ○ゆうちょ銀行を利用する場合

- ① ゆうちょ銀行の「払込取扱票」に、住所、氏名、寄附金額など必要事項を記入してください。
- ② 最寄りのゆうちょ銀行でお振り込みください。
- ゆうちょ銀行以外の金融機関を利用する場合

① 「寄付申出書」を役場に郵便、FAX、メールにてお送りください。

② 役場から支払用書類(振込用紙など)を郵送いたします。

③ 振込用紙にて南越前町収納金融機関でお振り込みください。

※ 「払込取扱票」「寄付申出書」は役場にありません。

※ 「寄付申出書」は、町ホームページからダウンロードできます。

#### 確定申告

平成25年12月までに納めた寄付金は、平成26年3月までに確定申告を行うことで、税の控除を受けることができます。

#### 問合せ 企画財政課(☎47-8013)

※ 詳しくは町のホームページをご覧ください。

